

平成二十一年二月十七日受領
答弁第一〇四号

内閣衆質一七一第一〇四号

平成二十一年二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出泥酔により負傷した海上自衛隊員が巻き起こした騒動についての防衛省の調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出泥酔により負傷した海上自衛隊員が巻き起こした騒動についての防衛省の調査に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

海上自衛隊第四航空群における調査の結果、規則で定められた飲酒量を超えた過度の飲酒及び飲酒許可場所に指定されていない場所における飲酒等が明らかになった。防衛省としては、当該調査結果等を踏まえ、平成二十一年二月四日付けで、このような飲酒等を行った隊員四名に対して減給一月十五分の一又は戒告を行い、これらの者を指揮監督する立場にある隊員四名に対して注意又は口頭注意を行い、これらの処分について公表したところである。